



近來わが国の政治は、とみに右傾化、反動化の勢力を強めています。その最も典型的な例が、いま大きな問題になつております教科書問題であります。日本の正体見たり教科書検定と、教科書問題は、いまや外交問題に発展してまいりました。この教科書検定の方向は、靖国神社の公式参拝、憲法改悪、軍備拡張の流れと全く一致して、教科書問題は、いまや学校教育の問題だけではなくて、右傾化と言われる最近の傾向と密接に連動しているのであります。

中国に統じて韓国も公式に抗議し、教科書の記述の変更を求めてきております。このたびの歴史教科書の改訂は、歴史の歪曲であり、対外的にはまさに戦争責任の放棄宣言であります。

たまたまこれと時を同じくして、政府は五六中業の前倒し等、軍備の大増強を図っております。これが達成されると世界第六位あるいは第五位の軍事大国になるかも知れないと言われておりま

片や戦争の責任を放棄し、他方では軍備の大拡張を実行するならば、過ぐる大戦で日本の侵略を受けて大きな被害をこうむつたアジア諸国は、またも日本は軍事侵略を実行するのではないかと、強い警戒と不信感を抱くのは当然の帰結であります。軍事力だけで國を守ることはできません。平和を守るために一番大切なことは、近隣諸國との友好であります。

鈴木総理、鈴木総理にお伺いするけれども、教科書問題は、こそくな政府声明などで打開できる問題ではございません。また、一文部省の問題を超えております。現実に教科書を書きかえておいて、幾ら外交姿勢は不变だと書いても通ずるはずはありません。真に鈴木総理、あなたがアジアの平和そしてわが国の平和を求めるならば、直ちに率直に教科書の記述を修正すべきであると思いますけれども、總理にその意思があるかどうか、お伺いいたします。

さて、右翼暴力による去る六月十八日の日教組

勢力を強めています。その最も典型的な例が、いま大きな問題になつております教科書検定と、教科書問題は、いまや学校教育の問題だけではなくて、右傾化と言われる最近の傾向と密接に連動しているのであります。

この教科書検定の方向は、靖国神社の公式参拝、憲法改悪、軍備拡張の流れと全く一致して、教科書問題は、いまや学校教育の問題だけではなくて、右傾化と言われる最近の傾向と密接に連動しているのであります。

中国に統じて韓国も公式に抗議し、教科書の記述の変更を求めてきております。このたびの歴史教科書の改訂は、歴史の歪曲であり、対外的にはまさに戦争責任の放棄宣言であります。

たまたまこれと時を同じくして、政府は五六中業の前倒し等、軍備の大増強を図っております。これが達成されると世界第六位あるいは第五位の軍事大国になるかも知れないと言われておりま

片や戦争の責任を放棄し、他方では軍備の大拡張を実行するならば、過ぐる大戦で日本の侵略を受けて大きな被害をこうむつたアジア諸国は、またも日本は軍事侵略を実行するのではないかと、強い警戒と不信感を抱くのは当然の帰結であります。軍事力だけで國を守ることはできません。平和を守るために一番大切なことは、近隣諸

本部襲撃事件、日教組全国大会に対する常軌を逸した妨害など、跳梁ばつとする右翼勢力の一連の行動は、こうした政策反動の動きと軌を一にし、右翼が政治の右傾化の先駆的役割を果たしているのではないかとさえ思われます。

憲法第二十一条には「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とあります。過般の日教組第五十七回定期大会が右翼の妨害によつて、一時は開催すら危ぶまれました。だが、異例の会場分散でようやく切り抜けることができました。言論、集会の自由は、憲法で保障された最も基本的な自由のはずであります。にもかかわらず、右翼の妨害で一方的に日教組大会の開催困難な事態が毎年毎年続いているということは、民主主義の根幹にかかる憲法の前提条件が破壊されているということであります。

日教組の活動には批判もあるだろう。しかし、いかに反対があつても、合法的に開催する団体の集会を暴力でもつて妨害し、これを虐殺してはならないことは民主主義の鉄則であります。言論の自由、集会の自由はあっても、暴力の自由、威嚇の自由はどこにもない。(拍手)この右翼暴力勢力の行動は明らかに憲法に違反します。何ゆえに政府は、憲法に違反するほどのかかる重大な事犯を積極的に取り締まり、言論、集会の自由を守るうとしているのか。それは単に日教組委員長といふだけではなくて、憲法を守り、民主主義を守ろうとする國民の切実な叫びでもあります。

平和と民主主義憲法のもとで天皇制復活を叫び、核武装を要求し、戦争を賛美して、白昼堂々町の秩序を乱し、交通妨害、市民への脅迫、言論や集会を力によって虐殺しようとする行動をこれ以上放置しておいていいのか。これは単に日教組委員長といふだけではなくて、憲法を守り、民主主義を守ろうとする國民の切実な叫びでもあります。

以上の如きは、日教組が主張するが如きは、以上放置しておいていいのか。これは単に日教組委員長といふだけではなくて、憲法を守り、民主主義を守ろうとする國民の切実な叫びでもあります。

総理と世耕國務大臣にお尋ねする。

来年も日教組大会があるが、右翼の妨害に対しいかに対処するのか、責任ある対策をお伺いしたい。(拍手)

去る六月二十八日、参議院において、わが党の矢田部、寺田両議員の質問に答えて、総理並びに世耕國家公安委員長は、決して右翼を甘やかしてはいない、十分な取り締まりをすると答えておりました。

このこととてに関して坂田法務大臣に御質問いたしました。

七月二十九日付の某新聞に、右翼の動向、その対策などが団体別に書かれている警視庁発行の秘密文書が公安調査課職員の手によって当時の調査対象の右翼団体に渡り、情報が筒抜けになつたと報道されております。事実とするならば、まさに右翼に手をかすもので、國民の不信をおあおるき

か。その真相を明確にしてください。さて、これまで日教組大会で警察が暴力右翼を検挙した事例は、公務執行妨害、道路交通法違反、軽犯罪法違反等、ほとんどが街頭活動の比較的軽微な個人の違反行為として取り扱つております。警察も常に四十人前後、今日は二十七人であります。警察当局は、現行法の限界、表現の自由との兼ね合いなどむずかしさを強調しております。確かに一線警察官の御苦労は、まことに多くしかねばならないと思います。しかし、現に小学校児童二千人が父母付き添いで園登下校し、十以上の病院から苦情が出、商店街はシャッターを半分おろすなど、多くの被害を出しております。もし加害者が個人であれば、確實にこれは犯罪を構成すると思われるのに、集団であるがために、右翼一人一人は何の罪にもならない。文字どおり、みんなでやればこわないのである。この点は取り締まり当局としても矛盾を感じてはいるところであります。一つ一つの行為あるいは騒音は小さくとも、千人という集団、百台を超す宣伝カーが繰り返し出す騒音と威圧感の総量は、優に市民を恐怖のふらにたたき込むに十分である。このような集団の威嚇行動に対し、今後どのように取り締まっていくのか、世耕國家公安委員長の具体的な対策を明らかにしていただきたい。(拍手)

今度の島原事件のこれまでと異なる特徴は、脅迫、妨害の行為が約三ヶ月も前から始まり、長期にわたったことであります。分散大会の会場を引き受けたホテルの一つ南風閣社長の中村さんは、想像もしなかつた右翼の圧力として某新聞に次のように語っております。

ホーリーの玄関に、あの黒塗りの車を横づけして、戦闘服を着たのがぞろぞろロビーに入り込む。コーヒー一杯とつて動かない。車が邪魔だからよけてくれと言ふと、ちょっと前へ一メートル。もう一度頬むと、今度は後ろへ一メートル。車からスピーカーで、南風閣社長を殺せ、爆破すると

の脅迫電話。おびえた従業員はやめさせてくれと言います。ここまで他の人たちをおびえさせては大会を受け入れることはできない。警察に何遍も相談しました。しかし、この程度では犯罪にならないと言いました。せめてすぐ駆けつけてもらえたよう組合の金で島原署に臨時電話をつけたないと申し入れたら、個人の電話を署内につけるわけにはいかぬ、それならばそちらで電話をと頼むと、それもできないと言われた。右翼というものがよくわかりました。

これは実際に右翼の暴力を体験した地元の人の声であります。このような事実が何ら警察の取り締まりの対象にならないとするならば、住民は一体どこに頼ればいいのか。頼るところがないから、結局右翼の思惑どおりに会場を辞退しているのであります。住民は、警察は右翼に甘く、頼りにならないと感じたに違いない。国家公安委員長、このことを聞いて、あなたはどういう感想を持ちますか。島原市議会に乱入したり、宣伝カーを県庁に乗りつけたり、妨害行為は枚挙にいとまがない。

そして、六月十八日、ついに日教組本部で書記一人がピストルで撃たれて重傷を負うというテロ事件が発生いたしました。

このように、今回の事件は、数ヶ月にわたる計画的な日教組づぶしの妨害行動であります。このように、継続的に仕組まれた暴力事件に対しても、その間何の有効な取り締まりの手段をも譲ることができないのです。世耕大臣は、このことと一体どう考えておるか、お伺いいたします。

今度の事件で目立つのは、長崎県と島原市の逃げの姿勢であります。当初、島原市長は、市文化会館の使用を快諾いたしました。その後、三月二十五日、市議会は開催反対決議を可決した。市長も、これに縛られて文化会館の使用を拒否いたしました。右翼団体が入り込み、市民生活が混乱する、というのがその理由であります。

また、長崎県も、同県の建設専門学院に貸してある県の建物を目的外の日教組には貸せないと理由で、改築及び使用拒否の仮処分を申請いたしません。しかし、建設学院の改築についておられます。実は県が内諾を与えていたとのうわさも根強いております。しかし、一方では県所有の建物の使用を拒否しながら、他方では会場探しに協力するという不思議な行動に出でております。一度決定した承諾を覆させるものは一体何なのか、その裏にうごめく不気味な力をさえ感ずるのであります。

市民生活に重大な影響を受けながら、長崎県や島原市といふ公の行政機関が、右翼に対し何一つ抗議もせず、市民が迷惑するから会場は貸されないというのでは、まるで右翼暴力に手をかけているようなものであります。加害者と被害者がまさに逆さまの論理は生じてこないのであります。

公安委員長、あなたの所信をお聞きいたしたい。

右翼の暴力から市民を守り、言論と集会の自由を保障する平和憲法を擁護し、もってわが国の民主主義を発展させるために、鈴木総理大臣の断固たる所信のほどを……(発言する者あり)

○謹長(福田一君) 佐藤君 申し合わせの時間が過ぎておきますから、簡単に願います。

○佐藤敬治君(続) また、同じく世耕国家公安委員長の決意を重ねて求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 佐藤敬治議員にお答えいたします。

右翼の取り締まりが手ぬるいのではないかとの御意見がありましたが、およそ法秩序を紊乱する違法行為については、從来から警察当局においては厳正に取り締まりを実施していると承知いたしております。そして、その憲法は、第二十一条で集会、言論の自由を保障しているのであります。

坂田法務大臣にお尋ねするけれども、島原市議会の日教組大会開催反対決議は、憲法第二十一条違反するものではありませんか。(発言する者あり)

○議長(福田一君) 佐藤君、佐藤君、申し合わせの時間過ぎておきましたから、簡単に願います。

このように、日教組大会開催反対決議は、憲法第二十一条違反するものではありませんか。(発言する者あり)

○佐藤敬治君(続) 最後に重ねて言わしむるならば、合法的に行われる集団の集会が右翼勢力の妨害を用いて事を遂げようとする行為は断じて許さるべきことではありません。

政府は、民主主義を守るために、このような暴力に対するは毅然たる態度で臨み、暴力の排除により一層の努力をしてまいります。存続であり、来年の日教組大会の警備につきましても万全を期してまいります。

る受け入れ拒否であるかのごとく概要する、こんだことが大した取り締まりの対象にもならず、堂々とまかり通っている今日のわが国の現状は、非国民の名のもとに一切の言論の自由を封殺し、ひたすら破滅の戦争への道を突っ走った第二次大戦前夜の悪夢を思い出させるのであります。(拍手) 戰後が終わらぬうちに新たなる戦前が始まったと

りたいと存じます。

残余の問題につきましては、所管大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣世耕政隆君登壇〕

○国務大臣(世耕政隆君) お答えいたします。

来年の日教組大会に予想される右翼の妨害に対する対処するか、こういふ御質問でございま

す。従来から、右翼の取り締まりについては、現行法令を十分に活用いたしまして、違法行為は絶対見逃さないという方針で厳重に取り締まりを行っています。

来年の日教組大会に対する右翼の取り締まりに当たりまして、当然この基本方針のもとに、事前の段階から厳正的確な取り締まりを実施していく所存でございます。

次に、集団の威嚇行為に対する今後どういうふうに取り扱っていくか、具体的策を明示せよ、こういう御質問でございましたが、右翼の集団による威嚇行動に対する今後の方策としては、個人の行為であろうが集団の行為であろうが、いやしくもその行動が犯罪を構成し、あるいはそのおそれがある場合においては、警告、制止、現行犯逮捕など所要の措置を厳正に講じてまいりたいと思いま

す。今後とも集団による違法行為の発生が予想される場合には、情報の収集、部隊の配置、違法行為に対する警告、規制、検挙などを積極的に講じてまいります。

次に、警察はかなえの軽重が問われているがどうか。

今回、島原市議会に際しましては、警察はいろ

いろ有効な取り締まり手段を講じなかつたのでは

ないかと言われているのであります。警察は、

ふだんから右翼に対して情報の収集、視察取り締

まりを徹底して行つてあるところでございます。

今回、島原で日教組大会が開催されることが

道されたのに伴つて、長崎県警初め各都道府県警

する一方、違法行為に対しても、現場で警告し、厳重な取り締まりを行つてしまつた。

ちなみに、本大会開催前及び大会期間を通じまして、右翼の違法行為については二十二件、二十名を検挙しているところでございます。

最後に、ファシズムの足音を再び聞く思いがするが、どう御指摘でございました。

こうした右翼の暴力に対する取り締まりについて今後の決意と対策でござりますが、警察は、厳正な立場のもとに、違法行為は断じて見逃さないという方針を堅持して、警察の総合力を発揮いたしまして、事柄の未然防止に努めるとともに、積極的な検挙措置を講ずることなどによりまして、治安維持の万全を期してまいる所存でございます。どうぞ御理解を賜りたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣坂田道太君登壇 佐藤敬治さんの質問にお答えいたします。

二つあつたと思うのです。第一は、右翼団体について右翼団体に渡されているとの報道があつたが、この真相を明らかにされたい。また、これに対する対応策について問う。二つ目は、島原市議会が日教組大会開催反対の決議をしておるが、これは集会、言論の自由を保障している憲法二十二条に違反するのではないか、法務大臣の所見を問う。

第一、関東公安調査局の公安調査官が、新右翼に属する統一戦線義勇軍の調査に従事中、昨年十二月から本年一月にかけ三回にわたり、独自の判断で右義勇軍の幹部の求めに応じ、警察の作成した資料のコピー数点を交付した事実があつたとの報告を受けております。交付いたしました資料は、統一戦線義勇軍の集会、デモの実施状況等を取りまとめて記載したものであつたと聞いております。公安調査厅としましては、右翼の不法事犯調査

のため、常に厳正に対処しているところでござりますが、調査に当たり、他官庁の作成した資料を交付した点は軽率の感を免れず、まことに遺憾であり、今後このようなことが起きないよう指導監督を強めていきたいと考えております。

次に、島原市議会が日教組大会開催反対の決議を行つたことにつきましては、私から、その当否に関し、意見を申し述べる立場にはございませんが、およそ集会、結社、言論等表現の自由は憲法の保障するところでございまして、仮にも、これらが暴力その他不法な力によつて侵害されるようなことがあつてはならないと考えております。

(拍手) ○議長(福田一君) 採決いたします。  
○議長(福田一君) 採決いたしました。  
○議長(福田一君) 採決いたしました。  
○議長(福田一君) 採決いたしました。  
○議長(福田一君) 採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

あります。

委員会においては、七月二十七日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、八月三日質疑を行つたことにつきましては、私から、その当否を終了、直ちに採決を行つたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたしました。  
○議長(福田一君) 採決いたしました。  
○議長(福田一君) 採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、近年、貸金業の業務の運営が、社会に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、両法律案は、貸金業者に登録制度を実施し、その業務に必要な規制、監督等を加えて資金需要者等の利益の保護を図るとともに、処罰され

る金利の限度を引き下げる高金利による弊害を取り除くことを主要な目的とするものであります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

最初に、貸金業の規制等に関する法律案の主な内容を申し上げます。

まず第一は、登録制度の実施であります。

現行法上は、届け出だけで貸金業を営業することができるのこととなつておりますが、本法においては、貸金業を営むとする者は、営業所等の設置区域に応じて大蔵大臣または都道府県知事の登録を受けなければならないものといたしております。

なお、登録は、三年ごとに更新を受けなければ効力を失うものとし、その他、不適格業者等に対する登録拒否を定めるとともに、無登録営業、名義貸し等を禁止することといたしております。

第二は、業務規制についてであります。

貸金業者は、借り主等の資力、信用等を調査し、返済能力を超える過剰貸し付けをしてはならないものといたしております。その他、貸付条件の掲示、契約書及び受取証書の交付、債権証書の返還、標識の掲示等を義務づけるとともに、誇大広告、白紙委任状の取得を禁止することといたしております。

また、取り立て行為の規制については、人を威迫し、またはその私生活等の平穡を害するような言動により、その者を困惑させてはならないものといたしております。

○羽田野忠文君登壇 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額を引き上げようとするもので、その内容は、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が、未決の抑留、拘禁または自由刑の執行等による身体の拘束を受けた場合の補償金の日額の上限を七千二百円とするものであります。

本案は、四月九日參議院より送付されたもので

日程第一 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出 参議院送付)  
○議長(福田一君) 日程第一、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。法務委員長羽田野忠文君。

○議長(福田一君) 日程第一、刑事補償法の一部を改正する法律案(大原一三君外五名提出)  
日程第三 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(大原一三君外五名提出)  
○議長(福田一君) 日程第一、貸金業の規制等に関する法律案、日程第三、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○羽田野忠文君登壇 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額を引き上げようとするもので、その内容は、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が、未決の抑留、拘禁または自由刑の執行等による身体の拘束を受けた場合の補償金の日額の上

限を七千二百円とするものであります。

本案は、四月九日參議院より送付されたもので

○森喜朗君登壇 ただいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律案及び出資の受入れ、預り金の上

規制等に関する法律案及び出資の受入れ、預り金の上

といたしております。  
第三に、貸金業者の団体として、貸金業協会及び全国貸金業連合会を設立し、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資するための業務を行ふことができるなどいたしております。

第四は、貸金業に対する監督についてであります。大蔵大臣または都道府県知事は、登録業者がこの法律等に違反したとき、または貸し付け契約もしくは債権の取り立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反したり、刑法等に規定する罪を犯したとき等は、一年以内の期間を定めてその業務の全部または一部の停止を命ずることができます。

また、登録業者が欠格事由に該当することとなつたとき、業務停止処分に違反したとき等は、その登録を取り消さなければならないものといたしております。その他、貸金業者に対する報告の徴収、立入検査について規定を設けております。

第五は、利息制限法との関係についてであります。

本法において、登録制度を設け、厳格な業務規制を行うこととしていること等にかんがみ、貸金業者との利息の契約に基づき債務者が利息として任意に支払った金額の額が、利息制限法に定める利息の制限額を超えるときは、その超過部分の支払いは、同法の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすこといたしております。ただし、このみなし弁済規定は、契約書や受取証書を交付しない場合、金利等取締法の高金利の处罚規定に違反して契約が締結された場合等における支払いについては、適用しないものといたしております。

第六に、無登録営業、書面交付義務違反等について必要な罰則規定を設けることいたしております。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締ります。

りに関する法律の一部を改正する法律案の主な内容を申し上げます。

その第一は、現在、刑罰の対象となる制限利率は、年一〇九・五%となっておりますが、本法においては、業として金銭の貸し付けを行う者につては、その制限利率を年四〇・〇〇四%とする

ことといたしております。

第二に、急激な条件変更を緩和するため、経過規定を設け、法施行後三年間は、制限利率を年七三%とすることとし、三年経過後別に法律で定めることまでの間は、制限利率を年五四・七五%とする

ことといたしております。

なお、別に法律で定める日については、法施行の日から起算して五年を経過した日以降において、資金補給の状況その他の経済金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとすることといたします。

その他、罰金の額を引き上げることといたしております。

以上が両法律案の概要であります。

両案につきましては、昨四日提出者を代表して

大原一三君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、討論に付しましたところ

民会議を代表して島居一雄君、民社党・公明党・国民会議を代表して玉置一弥君からは、それそれ両案に賛成の旨の意見が述べられ、日本共産党を代表して正森成二君からは両案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決いたしました結果、両法律案は、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に對しましては、それそれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(「賛成者起立」)  
〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多數。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

する見地から、事業団が保有する生糸を新規の用途または販路等需要増進を図る方途に放出するのであります。

今回の改正は、かかる要請にたえ、現行の繭価格安定制度の枠組みの中で、新たに、事業団の生糸在庫が適正な数量を超えている場合には、事業団が保有する生糸を需要増進のために活用する道を開こうとするものであります。

以下、改正案の主な内容について申し上げます。

第一は、事業団が保有する国産糸について、新規用途等生糸、繭需要の増進に資するための売り渡しの道を開く特例を設けたことであります。

第二は、事業団が保有する輸入糸についても国産糸の場合と同様に、新規用途等生糸需要の増進に資するための売り渡しの道を開くこととしたことであります。

なお、これと関連して、從来、輸入糸について現行法の運用として行ってきた、いわゆる一般売り渡し及び実需者元り渡しを法律上明確に位置づけることとしたことであります。

第三は、事業団の保有する輸入糸を糸価安定のために売り渡す場合に、コスト価格以下では売れないこととされていたことの例外を設けることとすることといたします。

以上が提案の趣旨及びその主な内容であります。

本案は、八月四日の農林水産委員会において全会一致をもつてこれを成案とし、委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締ります。

て、本案は可決いたしました。

日程第五 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案（石橋一弥君外四名提出）  
○議長（福田一君） 日程第五、国立又は公立の大學における外国人教員の任用等に関する特別措置法案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。文教委員長青木正久君。

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○青木正久君 登壇  
は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案につきまして、文教委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、今日の急激な国際化の時代において、大学における研究教育の進展を図り、学術の国際交流を推進する必要性はきわめて大きいものがあるが、大学における研究教育の普遍性及び国際性を考慮し、国立または公立の大学等において、可能な外国人を教授等に採用することができる道を開くための特別の措置を定めようとするものであります。

その主な内容の第一は、国立または公立の大学においては、新たに外国人を教授、助教授または講師に任用することができるものとすること、第二は、外国人教員は、外国人であることを理由として、教授会その他の合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられないものとすること、第三は、外国人教員の任期については、大学管理機関の定めるところによるものとすること。

第四は、国立大学等において、從前から行われる勤務の契約により、教育または研究に従事する外国人を採用する制度は存続すること、第五は、国立大学共同利用機関等についても、大学におけると同様の取り扱いをするものとする

こと等であります。

本案は、去る四月九日本委員会に付託され、同月二十三日提出者狩野勇君より提案理由の説明を聴取し、七月七日に質疑に入り、その後、委員を派遣し京都大学において意見を聴取する等、慎重に審査を行いました。

かくて、昨四日本案に対する質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（福田一君） 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田一君） 御異議なしと認めます。よつて、動議のことと決しました。

議長は、事務総長に弥富啓之助君を指名いたしました。

○議長（福田一君） 「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○議長（福田一君） 御異議なしと認めます。よつて、動議のことと決しました。  
議長は、事務総長に弥富啓之助君を指名いたしました。

〔拍手〕

○議長（福田一君） 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十五分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣	鈴木 善幸君
法務大臣	坂田 道太君
大蔵大臣	渡辺美智雄君
文部大臣	小川 平二君
厚生大臣	森下 元晴君
農林水産大臣	田澤 吉郎君
國務大臣	世耕 政隆君

検察官適格審査会委員

天野 光晴君	（任期満了につき選出）
中村 茂君	（角屋堅次郎君辞任につきその補欠）

同予備委員

熊川 次男君	（天野光晴君の予備委員）
市川 雄一君	（任期満了につき選出）

清水 順君	（中村茂君の予備委員）
草川 昭三君	（市川雄一君の予備委員）

（指名通知）

一、去る七月三十日、本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員一階堂進君、同村山喜一君及び同中村正雄君を指名した旨内閣に通知した。

（通知書受領）

一、去る七月三十日、参議院議長から、次の法律に通知した。

一、去る七月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一

承認を求める件

千九百八十年の国際ココア協定の締結について院に通知した。







「」に改め、同条第三項の表中「十五三」、「二〇〇」

「」を「五九、〇〇〇」、「一八九、九〇〇」

「」を「一九四、三〇〇」、「一一三、九〇〇」

「」を「一六、六〇〇」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法一部改正)

第三条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六百六十一号)の一部を次のように改

正する。

第八条中「九万五千円」を「十万二千五百五十円」

に、「九万八千五百円」を「十万三千五百五十円」

に、「十万二千円」を「十万二千五百五十円」に改

める。

第四条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次の

よう改正する。

第八条中「十万二千五百五十円」を「十万二千円」

に、「十万三千五百五十円」を「十万五千五百円」に改

める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法一部改正)

第五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改

正する。

附則第十八項中「十三万一千円」を「十四万四

千円」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法一部改正)

第六条 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六百六十一号)の一部を次によ

うに改正する。  
附則第二十三項を附則第二十五項とし、附則第二十二項の次に次の二項を加える。

23 昭和四十八年三月三十日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事實上

婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。)と

して、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部

を改正する法律(昭和五十六年法律第二十六

号)による遺族援護法第二条第三項第四号の

規定の改正により遺族援護法第二十二条第二

項に規定する遺族給与金(同項第一号又は第

四号に掲げる遺族に支給されるものに限る。)を受ける権利を有するに至つた者(遺族援護法第二

項に規定する遺族給与金(同項第一号又は第

四号に掲げる遺族に支給されるものに限る。)を受ける権利を有するに至つた者は、第一条

に規定する戦没者等の妻とみなす。

24 前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有するに至つた者に交付する第四条第二項

に規定する国債の発行の日は、昭和五十七年

十一月一日とする。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法一部改正)

第五条 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給

法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次によ

うに改正する。

附則第六項を附則第九項とし、附則第五項の

次に次の三項を加える。

6 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改

正する法律(昭和五十六年法律第二十六号)に

よる遺族援護法第二条第三項第四号の規定の

改正により障害年金又は障害一時金を受ける

に至つた者は、第一条の規定の適用について

は、昭和五十四年四月一日において同条第四

号の給付を受けていた者又は受けたことがあ

る者とみなす。

7 前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有することとなるべき者については、第二

条第一項第一項に規定する遺族年金受給権

五号に規定する条件に該当しているとするな

らば当該遺族給与金を受けるべき者を含む。)

は、第一条第一項に規定する遺族年金受給権

一号又は第四号に掲げる遺族に支給されるも

のに限る。)を受ける権利を有するに至つた者

のに限る。)を受ける権利を有するべき者を含む。)

(遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第三

五号に規定する条件に該当しているとするな

らば当該遺族給与金を受けるべき者を含む。)

は、第一条第一項に規定するべき者については、第二

条第一項第一項に規定する遺族年金受給権

五号に規定する条件に該当しているとするな

らば当該遺族給与金を受けるべき者を含む。)

前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有することとなるべき者については、第二

条第一項第一項に規定する遺族年金受給権

五号に規定する条件に該当しているとするな

らば当該遺族給与金を受けるべき者を含む。)

前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有することとなるべき者については、第二

条第一項第一項に規定する遺族年金受給権

五号に規定する条件に該当しているとするな

らば当該遺族給与金を受けるべき者を含む。)

昭和五十七年十月一日とあるのは

昭和五十七年十月一日とする。

35 昭和四十八年三月三十日以前に死亡した

者の父母又は祖父母として、法律第二十六号

による遺族援護法第二条第三項第四号の規定

の改正により遺族援護法第二十三条第二項に

規定する遺族給与金(同項第一号又は第四号

に掲げる遺族に支給されるものに限る。)を受

ける権利を有するに至つた者(遺族援護法第二

二十五条第一項第三号又は第五号に規定する

条件に該当しているとするならば当該遺族給

与金を受けるべき者を含む。)であつて、当該

死亡した者の除籍時から昭和五十七年九月三

十日までの間にその者と氏を同じくする第二

条第一項ただし書に規定する子又は孫を有す

るに至らなかつたもの(以下この項において

「父母等」という。)のうち、当該死亡した者の

除籍時に氏を同じくする子も孫もいなかつた

者(当該死亡した者の除籍時に子も孫もいな

かつた他の父母等が同年十月一日においてい

る場合にあっては、当該死亡した者の除籍時

に子も孫もいなかつた者に限る。)は、同一条第

一項に規定する戦没者の父母等とみなす。た

だし、その者が他の事由により特別給付金を

受けける権利を取得した場合及び当該死

者の死亡に關し他人に特別給付金を受ける権利

を有することとなる者がある場合は、この限

りでない。

前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有することとなるべき者については、第三

条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一

日」とあるのは、「昭和五十七年十月一日」と

ある。前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有することとなるべき者については、第三

条第三項及び第四項中「昭和五十七年九月三

十日」とあるのは、それぞれ「昭和五十七年九月三十日」とある。

前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有することとなるべき者については、第三

条第三項及び第四項中「昭和五十七年十月一日」とある。

37 附則第三十三項から前項までの規定により

特別給付金を受ける権利を有するに至つた者

に交付する第五条第一項に規定する国債の發

行の日は、昭和五十七年十月一日とする。

附則

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分

に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行

する。ただし、第四項から第六項までの規定は、昭和五十七

年十月一日から施行する。

第一条 第三条及び第五条の規定

昭和五十七年五月一日



刑事補償法の一部を改正する法律  
刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を  
次のように改正する。

第四条第一項中「四千八百円」を「七千二百円」に  
改める。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣)

## 刑事補償法(昭和二十二年三月三十日法律第二十一条)に関する報告書

## 議案の要旨及び目的

本案は、最近における経済事情にかんがみ、  
刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準

等による身体の拘束を受けた場合の補償金の日  
額の上限を七千二百円(現行四千八百円)とする  
ものである。

## 二 議案の可決理由

本案は、最近における経済事情にかんがみ、  
刑事補償法に基づく抑留又は拘禁による補償の  
額の算定基準となる日額の上限を引き上げよう  
とするもので、その措置は妥当なものと認め、  
可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十七年八月三日

法務委員長 羽田野忠文

## 賃金業の規制等に関する法律案

衆議院議長 福田 一殿

右の議案を提出する。

昭和五十七年八月三日

提出者 大原 一三一 細谷 茂

貸金業の規制等に関する法律案及び同報告書 貸金業の規制等に関する法律案及び同報告書

五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等  
の利益を損なうおそれがないと認められる貸  
付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一  
項の登録を受けて貸金業を営む者をいう。

3 この法律において「貸付けの契約」とは、貸付  
けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をい  
う。

## 第二章 登録

## 第三章 貸金業の規制等に関する法律

## 第四章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会

## 第五章 業務(第三十三条・第二十四条)

## 第六章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会

## 第七章 (第二十五条・第二十五条)

## 第八章 監督(第三十六条・第四十二条)

## 第九章 雑則(第四十三条・第四十六条)

## 第十章 罰則(第四十七条・第五十二条)

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

## 第二章 登録

## (登録)

## 第三章 貸金業の規制等に関する法律

## (登録)

第四章 第二条 この法律は、貸金業を営む者について登  
録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行  
うとともに、貸金業者の組織する団体の適正  
な活動を促進することにより、その業務の適正  
な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の  
保護を図ることを目的とする。

## (定義)

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一  
項の登録のうち大蔵大臣の登録を受けよう  
とする者は、登録免許税法(昭和四十一年法  
律第三十五号)の定めるところにより登録免許  
税を、同項の登録のうち都道府県知事の登録を  
受けようとする者及び前項の登録の更新を受け  
ようとする者は、政令の定めるところにより手  
数料を、それぞれ納めなければならない。

## (登録の申請)

## 第六章 業務の種類及び方法

第七章 他に事業を行つているときは、その事業の  
種類

## 第八章 営業所又は事務所の名称及び所在地

## 第九章 登録の実施

第十章 前項の申請書には、第六条第一項各号に該當  
しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定  
める書類を添付しなければならない。第十一章 前項の登録の申請があつた場合においては、次  
条第一項の規定により登録を拒否する場合を除  
くほか、次の各号に掲げる事項を貸金業者登録  
簿に登録しなければならない。

## 第十二章 一 前条第一項各号に掲げる事項

## 二 登録年月日及び登録番号

第十三章 二 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定に  
よる登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申  
請者に通知しなければならない。

## 第十四章 一 前条第一項各号に掲げる事項

## 二 登録年月日及び登録番号

第十五章 二 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定に  
よる登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申  
請者に通知しなければならない。

## 第十六章 一 一 前条第一項各号に掲げる事項

## 二 登録年月日及び登録番号

第十七章 二 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一  
項の登録を受けようとする者が次の各号の一  
に該当するとき、又は登録申請書若しくはその

添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 禁治産者又は準禁治産者  
二 破産者で復権を得ないもの  
三 第三十七条第一項又は第三十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合は、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)  
四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者  
五 この法律 出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和四十七年法律第一百五十九号)若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十九年法律第一百五十九号)若しくは旧貸金業者の契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第百八十八号)第十二条の規定に違反し、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者  
六 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの  
七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうち第一号から第五号までの一に該当する者のあるもの  
八 個人で政令で定める使用人のうち第一号から第五号までの一に該当する者のあるもの

（登録換えの場合における従前の登録の効力）  
第七条 貸金業者が第三条第一項の登録を受けた後、次の各号の一に該当して引き続き貸金業を営もうとする場合において、同項の規定により大蔵大臣又は都道府県知事が登録を受けたときは、その者に係る従前の大蔵大臣又は都道府県知事の登録は、その效力を失う。  
一 大蔵大臣の登録を受けた者が一の都道府県の区域内のみ営業所又は事務所を有することとなつたとき。  
二 都道府県知事が登録を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置することとなつたとき。  
三 都道府県の登録を受けた者が二以上の都道府県の区域内における営業所又は事務所を有することとなつたとき。

（変更の届出）  
第八条 貸金業者は、第四条第一項各号(第五号を除く。)に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、同項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき(前条各号の一に該当することとなる場合を除く。は、あらかじめ、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  
一 貸付けの利率  
二 返済の方法  
三 返済期間及び返済回数  
四 前三号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項  
（貸付条件の広告）  
第十五条 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするときは、大蔵省令で定めるところによつて、被相続人の死亡後六十日間(当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、引き続き貸金業を営むことができる。相続人がその期間内に第三条第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。この場合において、これら期間内の営業については、相続人を貸金業者とみなす。

（無登録営業等の禁止）  
第十一条 第三条第一項の登録を受けない者は、貸金業を営んではならない。  
（名義貸しの禁止）  
第十二条 貸金業者は、自己の名義をもつて、他人に貸金業を営ませてはならない。  
（第三章 業務）  
第十三条 貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となるうとする者の資力又は信用、借り入れの状況、返済計画等について調査し、その返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。  
（貸付条件の掲示）  
第十四条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を掲示しなければならない。  
1 貸金業者が前項各号の一に該当するに至つたときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。  
2 貸金業者が前項各号の一に該当するに至つたときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。  
3 貸金業者が死(亡)した場合ににおいては、相続人が一人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ)は、被相続人の死亡後六十日間(当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、引き続き貸金業を営むことができる。相続人がその期間内に第三条第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。この場合において、これら期間内の営業については、相続人を貸金業者と誤認させるような表示をしてはならない。

## (書面の交付)

第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、通常なく、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 返済期間及び返済回数

七 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）

八 関する定めがあるときは、その内容

八 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

九 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、通常なく、大蔵省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した書面を当該保証人へ交付しなければならない。（受取証書の交付）

第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十条において同じ。）

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

## 2 める事項

第二十九条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（帳簿の備付け）

第三十条 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を揭示しなければならない。

## 3 める事項

第三十一条 貸金業者は、委任状（以下「委任状」といふ）を取得する場合は、当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行を受けるべきことを記載した公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面（以下「委任状」という。）を取得する場合においては、当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率その他の大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

（標識の掲示）

第三十二条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他の大蔵省令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関する行為についての規定に係る罰則を含む。の適用がある旨を、大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

（債権譲渡等の規制）

第三十三条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者に当たつては、その者は「債権の譲受年月日」及び「當該債権に係る貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第三十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十条中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第三十五条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十一条中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第三十六条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十二条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第三十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十三条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第三十八条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十四条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第三十九条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十五条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第四十条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十六条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第四十一条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十七条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第四十二条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十八条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第四十三条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十九条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第四十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第四十五条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十一条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第四十六条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十二条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第四十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十三条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第四十八条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十四条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第四十九条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十五条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

第五十条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者との他の者と「貸付けの金額」又は「債権の譲り受けた債権の額」と、第二十六条第一項中「貸付けの契約の契約年月日」と、「貸付けの金額」である。

る契約に基づく債権」とあるのは「当該譲り受けた債権」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取り立ての委託(以下「債権譲渡等」という。)をしようとする場合において、その相手方が貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たりが第二十一条第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯すおそれがある者(以下「取立て制限者」という。)であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡等をしてはならない。

第四章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会  
合会  
(貸金業協会)  
第二十五条 貸金業者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に営業所又は事務所を有する貸金業者を会員とし、貸金業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 貸金業協会(以下「協会」という。)は、都道府県ごとに一個とする。  
3 協会は、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的として、次の各号に掲げる業務を行う。  
一 貸金業を営むに当たり、この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務  
二 会員の営む貸金業に関する契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務  
三 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

4 貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任昭和五十七年八月五日 衆議院会議録第三十一号 貸金業の規制等に関する法律案及び同報告書

者その他の貸金業の業務に従事する者に対する研修

修

五 信用情報に関する機関の設置又は他の信用情報に関する機関の指定等による会員の過剰貸付けの防止

六 その他協会の目的を達成するため必要な業務  
(加入)

第二十六条 協会は、貸金業者が協会に加入しようとするとときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(資金需要者等の利益の保護)

第二十七条 協会は、会員の営む貸金業に関して、當該約款の内容となるべき事項を定め、会員に對し、当該事項を内容とする契約約款により貸付けの契約を行うよう指導しなければならない。

2 他の業務を行わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、協会は、会員の営む貸金業に関して、都道府県知事の認可を受けて契約約款の内容となるべき事項を定め、会員に對し、当該事項を内容とする契約約款により貸付けの契約を行うよう指導しなければならない。

(苦情の解決)

第二十八条 協会は、債務者等から会員の営む貸金業の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に對し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその他の法令の規定による苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に對し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(貸金業の業務に関する研修)

第二十九条 協会は、一定の課程を定め、貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他貸金業の業務に従事する者に対し、その業務に必要な知識及び能力その他の事項についての研修を実施しなければならない。

(過剰貸付けの防止)

第三十条 協会は、信用情報を関する機関(資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うもの)を設け、又は他の信用情報機関を指定して、協会に加入していない者は、貸金業を営むに付してはならない。

(資金需要者等の利益の保護)

第三十一条 協会は、会員の過剰貸付けの防止に對して、連合会又は協会の適正な運営を確保するため必要な調査、指導、勧告その他の業務を行わなければならない。

2 協会は、前項において「信用情報機関」といふことを設け、又は他の信用情報機関を指定して、会員にこれらの機関を利用させること等の方法により、資金需要者等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締しないよう指導しなければならない。

2 会員は、前項に規定する情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

2 大蔵大臣又は都道府県知事に対する協力

第三十二条 大蔵大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るために、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定に基づく登録の申請、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

2 協会は、前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(会員名簿の閲覧)

第三十三条 協会は、会員の名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(業務の停止)

第三十四条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第八条第一項、第十一項第一項、第十二項、

第一項(同条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反したと

2 全国貸金業協会連合会(以下「連合会」といふ。)は、全国を通じて一個とする。

2 連合会は、協会の運営に関する連絡、調整及

び指導を行うことを目的とする。

(名称の使用制限)

第三十四条 協会及び連合会でない者は、貸金業者(貸金業の業務に関する研修)

協会又は全国貸金業協会連合会という名称又はこれらに類似する名称を使用してはならない。

2 協会に加入していない者は、貸金業を営むに付してはならない。

(報告書及びひ立入検査)

第三十五条 大蔵大臣は連合会に対して、都道府県知事は協会に對して、連合会又は協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、報告若しくは資料の提出を命じ、又はその

2 協会に加入していない者は、貸金業を営むに付してはならない。

(報告書及びひ立入検査)

第三十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の職員にその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の業務に關係のある物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(監督)

第三十七条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第八条第一項、第十一項第一項、第十二項、

第一項(同条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反したと

2 全国貸金業協会連合会(以下「連合会」といふ。)は、全国を通じて一個とする。

2 連合会は、協会の運営に関する連絡、調整及

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に當た

りその相手方が取立て制限者であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

口 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項（第二十四条第二項において準用する場合）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯したとき。

三 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道府県知事の处分に違反したとき。

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯したとき。

2 都道府県知事は、大蔵大臣又は都道府県の区域内において貸金業を営む者に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に関する報告をさせ、又はその職員に監査登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確定できないとき、又はその登録を受けた貸金業者の所在（法人である場合においてはその役員の所在）を確定できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すことができる。

### 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十一条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項の規定に基づく処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該貸金業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるなければならない。

#### （登録の消除）

### 第四十条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項、第七条若しくは第十条第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第三十七条第一項若しくは第三十八条の規定により登録を取り消したときは、当該貸金業者の登録を消除しなければならない。

一 第六条第一項第一号又は第四号から第八号までの一に該当するに至つたとき。

二 第七条各号の一に該当して引き続き貸金業までの一に該当するに至つたとき。

二 第七条各号の一に該当して引き続き貸金業までの一に該当するに至つたとき。

を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていないことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

四 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の处分に違反したとき。

2 第五条第二項の規定は、前項の处分があつた場合に準用する。

（所在不明者の登録の取消し）

第三十八条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確定できないとき、又はその登録を受けた貸金業者の所在（法人である場合においてはその役員の所在）を確定できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該

貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すことができる。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

#### 第六章 雜則

##### （任意に支払った場合のみなし弁済）

第四十三条 貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息（利息制限法（昭和二十九年法律第二百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。）の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、同法

第一条第一項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは、当該超過部分の支払は、同項の規定にかかるらず、有効な利息の債務の弁済とみなす。

一 第十七条第一項又は第二項（第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により第十七条第一号又は第二項に規定する書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する

項又は第三十八条の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

2 都道府県知事は、第三十六条第二項の規定による処分をしたときは、逓減なく、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第四十二条 大蔵大臣はその登録を受けた貸金業者に対する、都道府県知事は当該都道府県の区内において貸金業を営む者に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に関する報告をさせ、又はその職員に監査登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確定できないとき、又はその登録を受けた貸金業者の所在（法人である場合においてはその役員の所在）を確定できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該

貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

関係者に質問させることができるものとする。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（第六章 雜則）

（任意に支払った場合のみなし弁済）

第四十三条 貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息（利息制限法（昭和二十九年法律第二百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。）の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息制限法第四条第一項に定める賃償額の予定の制限額を超える場合において、その支払が第一項各号に該当するときに準用する。

（登録の取消し等に伴う取引の結了）

第四十四条 貸金業者について、第三条第二項若しくは第十条第二項の規定により登録が効力を失つたとき、第三十七条第一項若しくは第三十八条の規定により登録が取り消されたとき、又は第十二条第三項の規定により引き続き貸金業者であつた者又はその一般承継人は、当該

該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお貸金業者とみなす。

## (権限の委任)

第四十五条 大蔵大臣は、財務局長又は福岡財務支局長に対し、政令で定めるところにより、この法律による権限の全部又は一部を委任することができる。

## (省令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく登録の申請、届出の手続きその他この法律を実施するために必要な事項は、大蔵省令で定める。

## 第七章 罰則

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の大蔵省令で定める。

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の大蔵省令で定める。

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

条第一項 (第二十四条第二項において「これら」の規定を準用する場合を含む。) の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十九条の規定に違反して帳簿を備え付けず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

五 第二十条 (第二十四条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。) の規定に違反して、第二十条に規定する事項を記載しない委任状を取得した者

六 第二十一条第二項 (第二十四条第二項において準用する場合を含む。) 又は第二十三条の規定に違反した者

七 第二十四条第一項 (同条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

八 第三十四条第二項の規定に違反した者

九 第三十五条第一項に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十二条 (第二十四条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

二 正当な理由がないのに第三十二条の名簿の閲覧を拒んだ者

三 第三十四条第一項の規定に違反した者

四 第三十六条第一項又は第二項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

五 第四十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六 第五十二条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

七 第五十三条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

八 第五十四条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

九 第五十五条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇 第五十六条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

一一 第五十七条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

一二 第五十八条 第二項の規定による検査を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

一三 第五十九条第一項 (第二十四条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一四 第六十条第一項 (第二十四条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一五 第六一条第一項 (第二十四条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一六 第六十二条第一項 (第二十四条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一七 第六十三条第一項 (第二十四条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一八 第六十四条第一項 (第二十四条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一九 第六十五条第一項 (第二十四条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

二〇 第六十六条第一項 (第二十四条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 法人 (人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。) の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合においては、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二条及び第四十四条の規定 (これらの規定に係る罰則を含む。) を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

3 附則第二十五条第一項の規定による貸金業協会又は第三十三条第一項の規定による全国貸金業協会連合会が設立されるまでの間は、この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第三条第一項の規定による庶民金融業協会又は旧自主規制法第十二条第一項の規定による全国庶民金融業協会連合会については、旧自主規制法第二章 (第四条を除く。) 第三章及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。

4 2 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第三条第一項の規定による庶民金融業協会は、この法律の施行の日から一年以内に、第二十五条第一項の規定による貸金業協会になるために必要な定款の変更の認可を申請しなければならない。当該庶民金融業協会は、この期間内に当該定款の変更の認可を申請しなかつたときは、当該期間の経過する日に、当該定款の変更の認可を申請した場合において認可しない旨の処分があつたときは、当該処分があつた日に、解散する。

5 あつたときは、その日までの間) は、第三条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

6 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

7 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

8 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

9 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

10 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

11 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

12 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

13 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

14 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

15 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

16 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

17 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

18 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

19 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

20 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

21 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

22 一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を

第十二条第一項の規定による全国庶民金融業協会連合会は、この法律の施行の日から一年以内に、第三十三条第一項の規定による全国貸金業協会連合会になるために必要な定款の変更の認可を大蔵大臣に申請することができる。この場合において、前項後段の規定は、当該全国庶民金融業協会連合会について準用する。

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二十五条第一項の規定による貸金業協会が設立されるまでの間は、旧自主規制法第三条第一項の規定による庶民金融業協会に第三十一条の協力をさせることができる。

第六条 貸金業者がこの法律の施行前に業として行つた金錢を目的とする消費貸借上の債務の不履行約に基づき、この法律の施行後に、債務者が利息として金錢を支払ったときは、当該支払については、第四十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 貸金業者がこの法律の施行前に業として行つた金錢を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に基づき、この法律の施行後に、債務者が賠償として金錢を支払ったときは、当該支払については、第四十三条第三項において適用する同条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第七条 この法律の施行前にした旧自主規制法第十四条の規定による業務の停止については、な

お従前の例による。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一一部改正)

第八条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等

## 二十四の二 貸金業者の登録

第三条第一項(登録)の大蔵大臣がする貸金業者の登録(号)

登録件数 一件につき九万円

に関する法律の一部を次のように改正する。

題名中「受入」を「受入れ」とし、「取締等」を「取締り」に改める。

第七条及び第八条を削り、第九条中「第七条」を「前条」に改め、同条を第七条とする。

第十条を削り、第十一条を第八条とする。

第十二条を削り、第十三条中「前二条」を「前一条」に改め、同条を第九条とする。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第九条 第二条第一項第五号に規定する者のうち政令で定める者については、当分の間、この法

律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七条及び第八条の規定(これらの規定に係る罰則を含む)並びに第十条の規定は、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行為であつて附則第四条第一項の規定によりその効力を有するものとされる旧自主規制法第二章の規定に係る罰則の規定に該当するもの及び附則第七条の規定により從前の例によることとされる業務の停止の命令に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一一部改正)

第十二条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十四号の次に次のように加える。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正)

第二十四条の二 貸金業者の登録(号)

登録件数 一件につき九万円

## (大蔵省設置法の一部改正)

第十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号の次に次のように加える。

九の二 貸金業を営む者を登録し、これを監督すること。

第十二条第一項第十六号中「貸金業の実態を調査し及び」を削り、同条第三項中「検査に関するもの」の下に「並びに貸金業者に対する立入検査に関するもの」を加える。

## 理由

貸金業の業務の運営が、社会に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うこと等により、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 一 論案の要旨及び目的

本案は、貸金業の業務の運営が、社会に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 二 貸金業の規制等に関する法律案(大原一三 着外五名提出)に関する報告書

前例によることとされる業務の停止の命令に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一一部改正)

第十二条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十四号の次に次のように加える。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正)

第二十四条の二 貸金業者の登録(号)

登録件数 一件につき九万円

に対する登録拒否等について定めるとともに、無登録営業、名義貸し等を禁止すること。

2 業務規制

(1) 借主等の資力、信用等を調査し、返済能力を超える過剰貸付けをしてはならないも

のとすること。その他、貸付け条件の掲示、契約書面の交付、受取証書の交付、債権証書の返還、帳簿の備付け、標識の掲示等を義務付けるとともに、誇大広告、白紙委任状の取得を禁止すること。

(2) 取立て行為の規制については、人を威迫し又はその私生活等の平穏を害するような言動により、その者を困惑させではないなものとすること。

(3) 債権譲渡等の規制については、貸付け債務受人に取立て行為規制等の業務規制の適用があるものとし、譲渡人にその旨を書面で譲受人に通知することを義務付けるとともに、暴力的取立て行為者等に債権譲渡等をすることを禁止すること。

3 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会 従来の庶民金融業協会及び全国庶民金融業協会連合会に代わるものとして、都道府県の区域ごとに貸金業協会を、また、全国を単位として全国貸金業協会連合会を設立し、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資するための業務を自発的に行なうことができるものとすること。

4 貸金業に対する監督 (1) 大蔵大臣又は都道府県知事は、登録業者がこの法律等に違反したとき、又は貸付けの契約若しくは債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条(貸合せ・負担附行為の禁止)の規定に違反し、若しくは刑法等に規定する罪を犯したときは、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとすること。

(2) 大蔵大臣又は都道府県知事は、登録業者登録を受けなければならないものとし、登録は、三年ごとに更新を受けなければ効力を失うものとすること。その他、不適格業者等に



の契約に基づくものに限る。)に対する罰則の適用については、同項の規定により読み替えられた改正後の法第五条第二項の規定の例による。

(日賦賃金業者についての特例)

8 日賦賃金業者が業として行う金銭の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領についての改正後の法第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十・〇〇四ペーセント」とあるのは「百九・五ペーセント」と、「四十・一一三六ペーセント」とあるのは「百九・八ペーセント」と、「〇・一〇九六ペーセント」とあるのは「〇・三ペーセント」と読み替えるものとし、附則第一項及び第三項の規定は、適用しない。

9 前項に規定する日賦賃金業者とは、貸金業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する貸金業者であつて、次の各号に該当する業務の方 法による貸金業のみを行うものをいう。

一 主として物品販売業、物品製造業、サービ

ス業を営む者で大蔵省令で定める小規模のものを貸付けの相手方とすること。

二 返済期間が百日以上であること。

三 返済金を返済期間の百分の七十以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てること。

10 日賦賃金業者は、前項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営んではならない。

11 日賦賃金業者についての附則第十三項による改正後の貸金業の規制等に関する法律の一部を適用については、同法第三十六条第一項第四号

中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」とあるのは「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第...号)附則第十項」と、同法第四十三条第二項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。)中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とある。

12 賃屋営業法の一部を改正する。

第三十六条中「受入」を「受入れ」に、「取締等」を「取締り」に、「第五条第一項」を「第五条第二項」に、「同法同条第二項」を「同項中「四十・〇〇四ペーセント」とあるのは「百九・五ペーセント」と、「四十・一一三六ペーセント」とあるのは「百九・八ペーセント」と、「〇・一〇九六ペーセント」とあるのは「〇・三ペーセント」と、同条第三項に規定する法律の一部を改正する。

13 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

13 貸金業の規制等に関する法律の一部を次のよう改訂する。

第四十三条第二項第三号中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改める。

附則第十二条の次に次の二条を加える。

(任意に支払った場合のみなし弁済に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、第四十三条第一項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。)中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは、「金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項」とあるのは、「金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項」である。

2 第一項に規定する期間を経過する日の翌日から金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の別に法律で定めるまでの間は、第四十三条第二項第三号中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは、「金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項」である。

3 第一項に規定する期間を経過する日の翌日から金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の別に法律で定めるまでの間は、第四十三条第二項第三号中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは、「金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項」である。

4 第二項の規定は、前項に規定する期間内に金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する期間内に出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第...号)以下「金利等取締法昭和五十七年改正法」という。附則第二項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」と読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、前項に規定する期間内に金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項の規定に係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づき当該期間経過後に支払がされた場合における当該支払について準用する。この場合において、第二項中「前項の規定により」とあるのは、「第二項の規定により」と読み替えるものとする。



## 〔別紙〕

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

附則第四項の検討を加えた結果、附則第三項の「別に法律で定める日」を速やかに定めることが困難と認められる場合には、附則第三項の規定による金利引き続き上限とするか、又はこれを下回る金利を上限とする経過措置の制定等を含め、適切な措置を講ずること。

## 農業価格安定法の一部を改正する法律案

外号 報

昭和五十七年八月四日

提出者 農林水産委員長 羽田 政

農業価格安定法の一部を改正する法律  
農業価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)  
の一部を次のように改正する。

第十二条の十の次に次の一条を加える。

(新規の用途に向けるための充渡し等)

第十二条の十の二 事業団は、第十二条の四に規定する場合のほか、生糸需要の増進に資するため�新規の用途又は販路に向ける場合には、農林大臣の承認を受けて、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によつて、輸入生糸を充り渡すことができる。

二 紬業の健全な発展に資する見地から紬業を定める場合

二項に規定する生糸を充り渡すことができる。

定める数量の範囲内の数量の輸入生糸を充り渡す場合に限る。)

2 前項の規定による充渡しは、事業団の保有する生糸の数量が適正な数量を超えている場合に限り、することができる。

3 第一項の規定による生糸の充渡しの価格は、当十二条の十の二第二項の規定は、前項第一

時価に準拠して事業団が農林水産大臣の承認を受けて定める。

第十二条の十三の三第一項中「事業団は」の下に「国内において製造された生糸の価格が標準中間充渡価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがある」と認められる場合には「を加える。

第十二条の十三の三第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項に次のただし書きを加え、同項を同条第二項とする。

ただし、国内において製造された生糸の価格の安定を図るためにやむを得ないと認められる場合として事業団が農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十二条の十三の三の次に次の一条を加える。

第十二条の十三の三の二 事業団は、前条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によつて、輸入生糸を充り渡すことができる。

理由

最近における蚕糸業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、蚕糸砂糖類価格安定事業団が保有する生糸を生糸需要の増進に資するために新規の用途に充り渡すことができる。

又は販路に向ける場合には、農林大臣の承認を受けて、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によつて、その保有する第十二条の七

管む者に対し充り渡す場合(農林水産大臣が定める数量の範囲内の数量の輸入生糸を充り渡す場合に限る。)

定める数量の範囲内の数量の輸入生糸を充り渡す場合に限る。)

2 第十二条の十の二第二項の規定は、前項第一

号の規定による充渡しについて準用する。

3 第一項の規定による輸入生糸の充渡しの価格は、当該充渡しの目的、生糸の時価及び需給事

情並びに当該輸入生糸の種類、織度及び品位、買入れの価格並びに買入れ及び保管に要する費用の額を勘案して、事業団が農林水産大臣の承認を受けて定める。

第十二条の十三の四第一項中「前二条」を「前三

条」に改める。

第十二条の十三の三第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項に次のただし書きを加え、同項を同条第二項とする。

ただし、国内において製造された生糸の価格の安定を図るためにやむを得ないと認められる場合として事業団が農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十二条の十三の三の二 事業団は、前条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によつて、輸入生糸を充り渡すことができる。

理由

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、国立又は公立の大学等において外国人を教授等に任用することができる」とすることにより、大学等における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。

(外国人の国立又は公立の大学の教授等への任用等)

第二条 国立又は公立の大学においては、外国人(日本国籍を有しない者をいう。以下同じ。)を教授、助教授又は講師(以下「教員」という。)に任用することができる。

2 本条の規定により任用された教員は、外国人

理由である。

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案

右の議案を提出する。

昭和五十七年四月九日

提出者 石橋 一弥 狩野 明男

中村喜四郎 西岡 武夫

三塚 博

賛成者 赤城 宗徳外二十名

であることを理由として、教授会その他大学の運営に関与する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではない。

第一項の規定により任用される教員の任期については、大学管理機関の定めるところによつては、外国人の国立大学共同利用機関等の職員への任用等)

第三条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三章の三及び第三章の四に規定する機関においては、外国人を国立の大学の教員に相当するこれらの機関の職員又は当該機関の運営に関する重要な事項について、当該機関の長に助言し、若しくはその諮問に応ずる職員に任用することができる」とする必要がある。これ

であることを理由として、教授会その他大学の運営に関与する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではない。

第二前項の規定は、前項の規定により任用される職員について適用する。この場合において、同条第三項中「大学管理機関」とあるのは、「文部省令で定めるところにより任命権者」と読み替えるものとする。

（解釈規定）

第四条 第二条第一項及び前条第一項の規定は、

国立の大学及び同項に規定する機関において国

家公務員法（昭和二十一年法律第二百二十号）第二

条第七項に規定する勤務の契約により教育又は研究に從事する外国人を採用することを妨げるるものではない。

であることを理由として、教授会その他大学の

運営に関与する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではない。

## 附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。  
（暫定措置）

2 第二条第三項中「大学管理機関」とあるのは、当分の間「評議会（一個の学部を置く大学又は一個の研究科を置く学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二の大学）においては、教授会）の議に基づき学長」とする。

3 第二条第三項中「大学管理機関」とあるのは、当分の間「評議会（一個の学部を置く大学又は一個の研究科を置く学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二の大学）においては、教授会）の議に基づき学長」とする。

4 外国人教員の任期については、大学管理機関が定めることとする。

5 国立大学共同利用機関及び大学入試センターについても、大学におけると同様の取扱いをすること。

6 この法律は、公布の日から施行すること。

外国人を教授、助教授又は講師（以下「教員」という。）に任用することができる。

2 外国人教員は、外国人であることを理由として、教授会その他大学の運営に関与する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではない。

3 外国人教員の任期については、大学管理機関が定めることとする。

4 外国人教員の任期については、大学管理機関が定めることとする。

文教委員長 青木 正久

衆議院議長 福田 一殿  
〔別紙〕

一 政府は、国立又は公立の大学等において教員に任用された外国人について、学長、学部長などの管理職への任用についてその方途を引き続

き検討すること。

二 外国人教員の任期制については、大学管理機関の自主的判断にゆだねること。

三 政府は、外国人教員の任用が円滑に行われるため、学術の国際交流の推進に資するため、国立

大学等における教育及び研究の進展を図ることともに、学術の国際交流の推進に資するため、国立

大学等において外国人を教授等に任用することができる」とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 政府は、国立又は公立の大学等において行なわれている国家公務員法第二条第七項に規定する勤務の契約により教育又は研究に従事する外国人を採用する制度は引き続き存続すること。

二 外国人教員の任期制については、大学管理機関の自主的判断にゆだねること。

三 政府は、外国人教員の任用が円滑に行われるため、学術の国際交流の推進に資するため、国立

大学等における教育及び研究の進展を図ることともに、学術の国際交流の推進に資するため、国立

大学等において外国人を教授等に任用することができる」とする措置を講ずることは妥当であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

1 国立又は公立の大学においては、新たに、

昭和五十七年八月四日

## 官報(号外)

明治二十九年三月三十日  
第三種郵便物所 東京高等法院、四月一日審理  
之起訴用印 105  
定印 一部